

聖籠町特別職の職員で非常勤のもの、報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

聖籠町長 渡邊 廣吉

#### 聖籠町規則第九号

聖籠町特別職の職員で非常勤のもの、報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

別表第一の五十四の項中「調査」を削り、同表五十六の項の次に次のように加える。

五十七 入札監視委員会委員

五十八 自立支援協議会委員

五十九 農業基本条例検討委員会委員

別表第二の二の項中「専門交通指導員」を「専門交通安全指導員」に改め、同表十二の項の次に次のように加える。

十三 情報機器管理嘱託員

十四 嘱託保健師

#### 附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。